

玉城町地域活性化起業人(企業派遣型) 募集要領

玉城町では、本町における空家利活用事業を推進するため、総務省の「地域活性化起業人」制度を活用し、空家の利活用事業に係る業務に従事いただける企業人材を募集します。

1 事業概要

本町と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえ、当該企業の社員を派遣していただきます。派遣された社員は、本町において、そのノウハウや知見を活かし、下記の業務に従事していただきます。

2 募集内容

本町が抱える空家問題に対し、単なる除却や管理に留まらず、地域資源としての利活用を軸とした包括的なアプローチを展開します。

具体的には、所有者に対する丁寧な対話と意向把握を通じて「空家の流通・活用」を促すとともに、関係部署や専門家、地域団体と連携し、空家を起業・移住支援・地域交流の拠点へと再生させることで、住環境の保全を図りつつ、地域活力の維持・創出に直結する持続可能なまちづくりを実践します。

3 募集人数

1名

4 業務期間

6ヵ月以上3年以内 ※ 協定締結日は、協議のうえ決定します。

5 勤務形態

派遣期間の各月において開庁日の半分以上、かつ派遣期間の全期間において開庁日の半分以上を超えて本町で業務に従事してください。

6 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、町が企業に対し年額590万円を限度として負担します。

※ 派遣開始が年度途中の場合、月割とします。(千円未満切捨)

※ ただし、各年度予算成立を条件とします。

7 申込手続

メールまたは郵送により下記の応募書類を提出してください。

- ・玉城町地域活性化起業人(企業派遣型) 申込書
- ・会社概要書(任意様式)
- ・派遣予定者経歴書(任意様式)
- ・企画書(任意様式):A4 1枚程度で作成してください。

8 応募後の流れ

- (1)書類審査を行います。
- (2)申込書類を基に、派遣候補者と面談を実施し、選考します。
- (3)選考後、派遣元企業と受入条件や費用負担等について協議を行い、協議内容に基づき協定書を締結します。
- (4)協定に基づき、派遣(受入れ)を開始します。

9 その他

この要領に定める以外の必要事項については、地域活性化起業人制度推進要綱及び協定書の定めるところによります。なお、協定書は決定した企業と協議のうえ決定します。

10 問合せ

玉城町役場 まちづくり推進課

【担当】永井、堀江

【電話】0596-58-8208

【E-mail】senryaku@town.tamaki.lg.jp